1 都市再生緊急整備地域(広島市,福山市)

都市再生緊急整備地域とは、都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に 市街地の整備を推進すべき地域として都市再生特別措置法に基づき、国が定める地域のことです。 本県では、広島市と福山市が指定されています。

また広島市においては、平成 15 年に広島駅周辺地区、平成 30 年に紙屋町・八丁堀地区が都市再生緊急整備地域に指定されていましたが、令和2年9月に両地区を「広島都心地域」に統合した上で、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として新たに、その一部が特定都市再生緊急整備地域に指定されました。

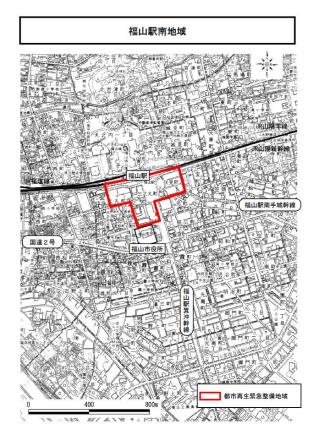




三之丸町地区優良建築物等整備事業公共用通路イメージ図 (福山駅周辺デザイン計画2021より)



広島市中区富士見町地区フルサービスホテル 建設プロジェクトイメージ図(広島市 HP より)



2 広島市東部地区連続立体交差事業(広島市,府中町,海田町)

本事業は、踏切事故及び交通渋滞を解消するとともに、これまで鉄道により分断された市街地の一体化を図るため、鉄道を高架化します。

また、都市交通の円滑化や都市機能の向上を図るため、関連事業である都市計画道路事業や土地区画整理事業を併せて実施します。



3 広島駅南口広場の再整備等(広島市)

広島駅周辺地区は、再開発ビル等が完成するとともに、広島高速5号線の整備が進んでおり、その中心となる広島駅は、今後とも広域的な交通結節点としての機能を強化していく必要があります。 このため、広島駅南口広場の再整備を行うとともに、広島駅からの路面電車のルートを新設することなどにより、陸の玄関にふさわしいまちづくりを進めていきます。



広島駅南口広場の整備イメージ

4 総合交通拠点の整備(呉市)

本事業は、呉駅周辺の交通結節機能を強化する新たな交通ターミナルの整備を行います。交通ターミナルを中心に必要な都市機能を誘導・集積することで、呉駅周辺をコンパクトシティの核とした、交通まちづくりとスマートシティの発信拠点の形成を目指します。



総合交通拠点の整備イメージ

5 サッカースタジアム等の整備(広島市)

本事業は、広島の新たなシンボルとしてサッカースタジアムと広場エリアの整備等を都市公園である中央公園内で行うものです。本施設は、サッカーのための施設にとどまらず、都心部の更なる活性化に寄与することが期待され、サッカースタジアムと広場エリアが一体的に機能する魅力ある空間づくりを行うことより、年間を通じて幅広い世代が楽しめるよう整備を進めていきます。



サッカースタジアム等整備イメージ

6 広島中央エコパーク(東広島市)

本事業は、東広島市、竹原市及び大崎上島町で稼働中の「ごみ焼却施設」3施設と「し尿処理施 設」3施設を同一敷地内に集約し、「ごみ」と「し尿」を広域的に共同処理する先進的な循環型社 会の拠点を実現することを目的に,整備を行います。



(資料提供:広島中央環境衛生組合)

7 広島高速道路(広島市)



©広島市

8 西風新都(広島市)

広島市の中心部から北西約5~ 10kmの位置に広がる丘陵地約 4,570haにおいて, 「ひろしま西風 新都」の都市づくりが進んでいます。

当地区では,「住み,働き,学び, 憩う」の4つの都市機能を集積した 拠点地区の形成を図るとともに, 西 風新都に住む人だけでなく広く市民 が、安全に安心して生き生きと暮ら せるよう、平成25年に策定した 「活力創造都市"ひろしま西風新 都"推進計画2013」においては、 新たに「護る(防災)」機能を導入 し、都市づくりに取り組んでいます。

また, 豊富な資源と恵まれた立地 特性を活かして,都市基盤の整備や, 各種支援制度の活用などにより, 民 間活力の導入促進を図りながら, 更 なる都市機能の充実・強化を進めて いきます。

